

第 2 期函館市教育振興基本計画の策定について

1 趣旨

函館市教育振興基本計画は、平成 30 年（2018 年）3 月に平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）の 10 年間を計画期間として策定後、中間年である令和 5 年（2023 年）3 月に改訂版を策定したところである。

本計画の改訂後、国においては、令和 5 年（2023 年）6 月に第 4 期教育振興基本計画が閣議決定されたほか、10 年ぶりの学習指導要領の改訂に向け、審議されているところであり、これらの内容等を踏まえ、新たな計画を策定する。

2 方向性について

(1) 基本方針

- ・教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の教育振興基本計画を踏まえる。
- ・次期学習指導要領の内容を踏まえる。
- ・こども基本法第 11 条に基づき、子どもまたは子どもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講ずる。

(2) 計画期間

- ・令和 10 年度（2028 年度）から令和 19 年度（2037 年度）

3 スケジュール

令和 8 年 8 月

- ・教育委員会から教育振興審議会へ計画策定の諮問

令和 8 年 8 月～令和 9 年 8 月頃（複数回開催）

- ・教育振興審議会における審議、計画素案を作成

令和 9 年 8 月頃

- ・教育振興審議会から教育委員会へ計画素案の答申

令和 9 年 9 月頃

- ・教育委員会において計画素案の決定

令和 9 年 11 月～12 月頃

- ・パブリックコメントの実施

令和 10 年 1 月頃

- ・パブリックコメントの結果公表、教育委員会から教育振興審議会へ計画案の諮問

令和 10 年 2 月頃

- ・教育振興審議会から教育委員会へ計画案の答申

令和 10 年 3 月頃

- ・教育委員会において計画策定の決定